

H27年 12月 17日

成年後見支援相談及び後見業務に関する規程

(臨時理事会承認)

成年後見利用相談

(目 的)

第1条 特定非営利活動法人NPOひかり定款 第5条の第1項の③に基づき、利用相談を実施するにあたっての規程を設ける。

(利用申請)

第2条 後見制度利用を希望する本人・家族・親族・知人・行政から連絡を受け、速やかに後見支援サービス利用申請書を提出する。(別紙 1)

(待機者名簿)

第3条 後見制度利用相談日程を速やかに調整し、後見利用待機者名簿に記載し、相談日程を概ね 30 日以内に通知する。

(場 所)

第4条 後見支援面談の実施にあたっては、NPO法人本部を原則とするが、場合によっては、施設、行政所在地、家庭を訪問することもできる。その場合、特定非営利活動法人NPOひかりの諸事業に関する徴収費用、出張旅費及び事務所賃貸料等の細部規程 第3条2項を準用し、その実費を徴収する。

(相 談)

第5条 後見支援相談内容の聴取と法定後見制度・NPOひかり法人後見業務の内容、また、後見支援に係る費用の説明をし、その場合、利用申請の継続または、取り下げも可能とする。継続の場合、当日、申立に必要な聴き取り調査を実施することができる。

(調 査)

第6条 裁判所申し立てに必要な書類記載事項・NPOひかりにおける後見支援業務遂行上の必要な事項について調査を実施する。調査内容 (チェックリスト) は、別紙2に記載する。

(審 議)

第7条 調査内容に基づき、法人後見の是非を後見支援審議会 (暫定、理事会に委ねる)にて審議し、成年後見支援 (被後見人) 者を決定し、概ね 30 日以内に通知する。尚、否決の場合は、申請者に否決内容を付記し通知する。否決に対して、30 日以内に不服申し立てを行う事ができる。

(法定後見申立準備)

第8条 後見支援決定者に通知後、申立人・家族・親族等による家庭裁判所審判申立の打合せと申立書類の作成をする事ができる。親族・家族等、書類に不備が生じ

た場合は、申立を断念する場合がある。また、申立書類作成に係る費用の全部、また、家庭への訪問は、第4条、に同じく実費を徴収できる。

(裁判所申立)

第9条 裁判所申立の当日に、申立人・後見人候補者・代表又は理事・事務局が裁判所に出頭する。当日の事故により申し立てができない場合もある。また、特定非営利活動法人NPOひかりの諸事業に関する徴収費用、出張旅費及び事務所賃貸料等の細部規程 別添資料 その他（千葉家庭裁判所木更津支部・館山支部）により、その費用を徴収する。

(本規程の改訂)

第10条 本規程を改訂する場合は、定款細則第18条の規定に準じて、理事総数の3分の2の同意を必要とする。

(付 則)

1、本規程は、平成27年12月17日から施行する。